

○国家公安委員会規則第二十五号

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月十四日

国家公安委員会委員長 松本 純

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則

（ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成十二年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(援助の申出の受理)

第十一条 法第八条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第八号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第八号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

(警察本部長等による援助)

第十二条 法第八条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

「一〇八 略」

(公安委員会の通知事項)

第十三条 法第十五条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

「略」

改正前

(援助の申出の受理)

第十一条 法第七条第一項の申出の受理は、警察本部長等が別記様式第八号の援助申出書の提出を受けることにより（当該申出が口頭によるものであるときは、別記様式第八号の援助申出書に記入を求め、又は警察職員が代書することにより）、行うものとする。

(警察本部長等による援助)

第十二条 法第七条第一項の国家公安委員会規則で定める援助は、次のとおりとする。

「一〇八 同上」

(公安委員会の通知事項)

第十三条 法第十条第三項の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

「同上」

その2	
ストーカー行為等の目的と思われる事項	
受けたい援助の内容	1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他( )
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号（第11条関係）

その1	※受理年月日	※受理番号
<p>援助申出書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第8条第1項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>		
申出人	住 所	電話( ) - 番
	居 所	電話( ) - 番
	(ふりがな)	
氏 名	( 歳)	性別 男・女
ストーカー行為等が行われたと認める期間		
ストーカー行為等の行為の態様		

その2	
ストーカー行為等の目的と思われる事項	
受けたい援助の内容	1 被害防止交渉を円滑に行うための必要な事項の連絡 2 ストーカー行為等をした者の氏名及び連絡先の教示 3 被害防止交渉に関する事項についての助言 4 被害の防止に関する活動を行っている組織の紹介 5 被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用 6 被害の防止に資する物品の教示又は貸出し 7 警告、禁止命令等又は仮の命令を実施したことを明らかにする書面の交付 8 被害を自ら防止するための措置の教示 9 その他( )
その他参考事項	

記載要領

- ※印欄には、記載しないこと。
- 申出人は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 「受けたい援助の内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 申出人の依頼によって警察職員が代書したときは、末尾空欄に「上記本人の依頼により代書した。」旨並びに所属、官職及び氏名を記載し、押印すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第8号（第11条関係）

その1	※受理年月日	※受理番号
<p>援助申出書</p> <p>ストーカー行為等の規制等に関する法律第7条第1項の規定による援助を受けたいので、次のとおり申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">氏名及び住所</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>		
申出人	住 所	電話( ) - 番
	居 所	電話( ) - 番
	(ふりがな)	
氏 名	( 歳)	性別 男・女
ストーカー行為等が行われたと認める期間		
ストーカー行為等の行為の態様		

備考 表中の「」の記載は注記である。

(行方不明者発見活動に関する規則の一部改正)

第二条 行方不明者発見活動に関する規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(届出人に対する通知)</p> <p>第二十六条 「略」</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、当該行方不明者が、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、当該行方不明者の同意がある場合を除き、届出人に対して、前項に規定する通知をしないものとする。</p> <p>一 届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第三項に規定するストーカー行為をされていた場合</p> <p>二 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(届出人に対する通知)</p> <p>第二十六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 届出人から、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第二条第一項に規定するつきまとい等又は同条第二項に規定するストーカー行為をされていた場合</p> <p>二 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年一月三日）から施行する。